

## 財政帰着に関する空間上の公平(2) : R. J. ベネット の「財政の地理学」を中心に

世利, 洋介

<https://doi.org/10.15017/2920778>

---

出版情報 : 経済論究. 78, pp. 35-49, 1990-11-14. 九州大学大学院経済学会  
バージョン :  
権利関係 :

## 財政帰着に関する空間上の公平 (2)

—R. J. ベネットの『財政の地理学』を中心に—

### 世 利 洋 介

#### 目 次

- I. はじめに
- II. 「公平」の判断基準としての財政要素
  - 1. ベネットの『財政の地理学』
  - 2. 「公平」の判断基準
    - (1) 財政需要
    - (2) 収入能力
    - (3) 収入負担
    - (4) 支出便益 (以上, 77号)
- III. 空間上の財政帰着と公平 (以下, 本号)
  - 1. 自治体の非完結性
  - 2. 「地域勘定表」
  - 3. 財政帰着
  - 4. 財政要素の関連付け
- IV. 結びにかえて

### III. 空間上の財政帰着と公平

ここまでは、ベネットのいう「公平」を判断するための財政要素、即ち「財政需要」、「収入能力」、「収入負担」、及び「支出便益」について、その概念の内容と計測上の問題を検討したのである。「公平」を考える場合、更に、次のような厄介な問題が残っている。即ち、各自治体は、財政上、他の地域や上位政府または中央政府からの影響を受けている。従って、「公平」を判断するためには、これらの影響を考慮に入れて各自治体の総「収入負担」と総「支出便

益」を把握する必要があるが、そのための枠組みについて以下検討することにする。

### 1. 自治体の非完結性

公共部門の地理的な単位、即ち自治体に対して多少なりとも財政的取扱いに関して「自治性 (autonomy)」が容認されているとしても、この場合の財政的取扱いはその自治体内で完結する訳ではない。それは、国民経済において、各地域経済が他の諸地域と密接な関連をもつために、地域経済が非完結的な性質を有しているのと同様である。従って、各自治体は、他の自治体からの財政支出や財政収入の影響を、スピルオーバーという形態で受けているのである。これは、いわば水平的な自治体間関係という形態を取っている。更に自治体は、その上位政府または中央政府による財政的取扱いの対象になるために、いわば垂直的な政府間関係という形態でも、財政支出と財政収入の影響を受けるのである。

こうした自治体の非完結性の下では、財政支出や財政収入のフローを把握するに際して、ベネットの示す次のような二つの「フロー・マトリックス」(Ⅲ-1表の「収入フローのマトリックス」とⅢ-2表の「便益フローのマトリックス」)を考えることができる<sup>3)</sup>。

Ⅲ-1表 収入フローのマトリックス

to	from		
	特定自治体	上位水準の政府	同じ水準の政府
特定自治体	内部的に徴収・支出される収入	補助金及び移転	共有サービスに対する他の地域からの補填
上位水準の政府	価値財と再分配に充てるための上位水準の政府への移転	国家のレベルで徴収・支出される収入	価値財と再分配に充てるための上位水準の政府への移転
同じ水準の政府	共有サービスに対する他の地域への補填	他の政府への補助金及び移転	他の地域で内部的に徴収・支出される収入

(出所) Bennett, op. cit., p.178.

まず、「収入フローのマトリックス」は、ある自治体を中心として、その自治体の「収入負担」がどこに「転嫁」するのか、またはその自治体の「収入負担」がどこから「転嫁」されたのか、という空間的視点から整理されたものである。

まず、ある特定の自治体からその自治体自身に「転嫁」される収入とは、その自治体内で「一定のサービス水準を供給するために直接充てられる収入」<sup>3)</sup>であり、これはいわゆる自主的財源に該当するものと考えられる。第二に、その自治体から上位水準の政府に「転嫁」される収入は、ベネットによれば「主に個人所得課税と法人所得課税によって転嫁され、後に国家的公共財（価値財）を供給するために、または地理的所得や個人的所得 (geographical and personal incomes) を再分配するために使われる」<sup>3)</sup>。この場合は上位政府との財政関係において生じる収入の「転嫁」について言っているのであり、従って、いわば垂直的な「転嫁」とみなすことができる。第三に、その自治体から他の同じ水準の政府に対する「転嫁」とは、「便益スピルオーバー (benefits spillovers) に対する租税または共有サービス (shared services) に対する支払いとして、他の自治体に充てられる収入」<sup>4)</sup>である。この第三の「転嫁」は、同じ水準の政府との財政関係について言っているので、いわば水平的な「転嫁」と称することができる。

III-2表 便益フローのマトリックス

to	from			
	特定自治体	上位水準の政府	同じ水準の政府	総便益
特定自治体	{内部的に} 給付・利用される便益	上位水準の政府の支出（国家財）による便益	スピルオーバー	地方的便益
上位水準の政府	上位水準の政府に対する拠出（ナショナル・ミニマム・スタンダード）	より広範な地域内に位置する全区域に対する便益（国家的価値財）	上位水準の政府に対する拠出（ナショナル・ミニマム・スタンダード）	上位水準の政府の便益
同じ水準の政府	他の自治体に対するスピルオーバー	他の地域に対する上位水準政府からの便益	他の地域で内部的に給付・利用される便益	他の自治体の便益

(出所) Bennett, op. cit., p.214.

次に、「便益フローのマトリックス」についてであるが、これは、ある自治体を中心にして、その自治体によって提供される便益がどこに帰属するのか、または、その自治体内に帰属する便益がどこで提供された便益に基づくのか、というやはり空間的視点から整理されたものである。

まず、ある特定の自治体からその自治体自身への便益のフローとは、その自治体内で給付された支出から生じる便益を意味する。第二に、当該自治体から上位水準の政府に向けられた便益のフローとは、「上位水準の政府を媒介に、移転によって他の自治体に移される」<sup>5)</sup> フローを意味する。これは、上位水準の政府が給付する財・サービスに対して、その自治体が行う「移転」乃至は「拠出 (contribution)」の大きさを表わすものである。その「移転」や「拠出」は、結局は、他の自治体にとっての便益として帰属するのであり、再分配の機能を発揮する。この種の便益の大きさが財政収入の大きさを計測されたとすれば、ここでの便益のフローと、Ⅲ-1表で示された収入の垂直的な「転嫁」としての収入フローとは一致する、と考えられる。また、この第二のフローに属する便益は、他の自治体と共有される性質を有している。第三に、当該自治体から他の同じ水準の政府に対する便益のフローとは、「便益 スピルオーバー」について言っているのであるが、このフローに属する便益は、自治体間で競合的な性質を有している。

尚、自治体に対して多少なりとも財政的取扱いに関して「自治性」が容認されているならば、いわば自治体間競争という行動様式が発揮されるであろう。即ち、各自治体は、その財政上の取扱いに差異を付けることによって、他の自治体に対して何等かの比較優位を 発揮しようとするであろう。「収入負担」や「支出便益」の内、第三の「収入フロー」や第三の「便益フロー」として他の自治体に「転嫁」される性質を持っているものは、この自治体間競争の格好の対象となる。即ち、「他の地域から享受している 便益のスピルオーバーを極大化する一方で、他の自治体に収入負担を転嫁させ」<sup>6)</sup> ようとする行動様式を招くことになるからである。

## 2. 「地域勘定表」

前節で示された「収入フローのマトリックス」と「便益フローのマトリックス」は、自治体を単位として収入と便益のフローを整理したものであった。しかし、ベネットのいう「公平」を判断するためには、こうした自治体間での、または「地理的」なレベルでの収入と便益のフローに止まらずに、住民や企業の「個人的」なレベルにおいてもこれらのフローを追跡する必要がある。各自治体毎の総「収入負担」と総「支出便益」を把握し、しかも（可能な場合には）それらを「個人的」なレベルに分割する必要がある。これは、ベネットのいう「地域勘定表 (regional account)」によって可能となり、この勘定表は、ベネットのいう「公平」の判断には不可欠の手段である。次にこの「地域勘定表」について検討する。

ベネットのいう「地域勘定表」とは、「収入、支出、及び便益のフローを、諸個人の間で、場所の間で、また政府水準の間で、追跡するための手段」<sup>7)</sup>であり、その最も単純化された形式としては、次のような二つの勘定表（Ⅲ-3表の「地域収入勘定表 (regional revenue account)」とⅢ-4表の「地域支出勘定表 (regional expenditure account)」) から成る。各勘定表の構成要素は、自治体と所得グループ（個人またはその集団、更には、企業や産業部門にも置換えることができるものとみなされている）であり、自治体は1～Nだけ存在し、また各自治体内の所得グループは1～mに区分することができる、と仮定されている。

まず、「地域収入勘定表」は、例えば、自治体1の所得グループ1の縦の列には、このグループの収入がどの自治体のどの所得グループにどれだけ「転嫁」されたかが記録される。また、自治体1の所得グループ1の横の行には、このグループの収入がどの自治体のどの所得グループからどれだけ「転嫁」されたかが記録される。ベネットによれば、この表によって判明することは、「収入が内部的に徴収・支出される程度、別の政府水準との間で生じる移転 (transfers) の大きさ、そして、他の地域との間で生じている収入の移出と移入 (収入スピルオーバー revenue spillovers) の規模」<sup>8)</sup> という三項目についてである。更に、これらのいずれの事項も、所得グループに分割することができる、とされている。

Ⅲ-3表 地域収入勘定表

from		収 入								総 収 入				
		自 治 体 1 … 自 治 体 N												
to		所得グループ				所得グループ				所得グループ				
		1	2	…	m	1	2	…	m	1	2	…	m	
自治体1														
所得グループ	1	•	•		•	•	•		•	•		•	•	•
	2	•	•		•	•	•		•	•		•	•	•
	•													
	m	•	•		•	•	•		•	•		•	•	•
自治体N														
所得グループ	1	•	•		•	•	•		•	•		•	•	•
	2	•	•		•	•	•		•	•		•	•	•
	•													
	m	•	•		•	•	•		•	•		•	•	•
総 収 入														
所得グループ	1	•	•		•	•	•		•	•		•	•	•
	2	•	•		•	•	•		•	•		•	•	•
	•													
	m	•	•		•	•	•		•	•		•	•	•

(出所) Bennett, op. cit., p.59.

従って、ベネットがこの「地域収入勘定表」を用いて示そうとしているのは、所得グループ間の収入の「転嫁」の仕方、及び自治体間の収入の「転嫁」の仕方である。そこで、この勘定表を用いれば、単に同じ自治体内の所得グループ間での収入の「転嫁」だけではなく、更に、異なる自治体に居住する所得グループ間での収入の「転嫁」をも明らかにすることができる。

次に、「地域支出勘定表」は、例えば、自治体1の所得グループ1の縦の列には、このグループの便益がどの自治体のどの所得グループにどれだけ「帰着」するのかが記録される。また、自治体1の所得グループ1の横の行には、このグループの便益がどの自治体のどの所得グループからどれだけ受領したかが記録される。ベネットによれば、この表によって判明することは、「各自自治体の所得グループに給付された公共財・サービスの便益 {についての帰着} の

Ⅲ-4表 地域支出勘定表

to	from	便 益								総 便 益			
		自 治 体 1 … 自 治 体 N											
		所得グループ				所得グループ				所得グループ			
		1	2	…	m	1	2	…	m	1	2	…	m
自治体1													
所得グループ	1	•	•		•	•	•		•	•		•	
	2	•	•		•	•	•		•	•		•	
	•												
	m	•	•		•	•	•		•	•		•	
自治体N													
所得グループ	1	•	•		•	•	•		•	•		•	
	2	•	•		•	•	•		•	•		•	
	•												
	m	•	•		•	•	•		•	•		•	
総 便 益													
所得グループ	1	•	•		•	•	•		•	•		•	
	2	•	•		•	•	•		•	•		•	
	•												
	m	•	•		•	•	•		•	•		•	

(出所) Bennett, op. cit., p.60.

展開，他の自治体に便益がスピルオーバーする程度，及び，支出便益が，上位水準の政府を媒介に，移転によって他の自治体に移される程度<sup>9)</sup> という三項目についてである。ここでもまた，これらのいずれの項目も，所得グループに分割することができる，とされている。

従って，ベネットはこの「地域支出勘定表」を用いることによって，所得グループ間での「支出便益」の「帰着」の仕方，及び自治体間での「支出便益」の「帰着」の仕方を示そうとしたのである。

### 3. 財政帰着

以上みてきた「地域収入勘定表」と「地域支出勘定表」は，ベネットのいう「公平」を判断するための手段として不可欠である。ベネットによるこれらの



二つの勘定表の用い方は、Ⅲ-5表で示されるような「最終的財政帰着勘定表 (final fiscal incidence account)」に要約されている<sup>10)</sup>。

ベネットによれば、この「最終的財政帰着勘定表」に記載されている「総支出便益」と「総収入負担」とに計上される値は、それぞれ「地域支出勘定表」と「地域収入勘定表」の総計欄の「横行の合計から得られる」と説明されている。ここでの総計欄は、各勘定表の右側の欄についていっているものと考えられる。この場合、例えば自治体1の所得グループ1に計上される「総支出

Ⅲ-5表 最終的財政帰着勘定表

	自治体 (N)			
	1 所 得 グ ル ー プ	2 所 得 グ ル ー プ	……	m 所 得 グ ル ー プ
総支出便益	•	•	……	•
総収入負担	•	•	……	•
最終的財政帰着 (便益—負担)	•	•	……	•

(出所) Bennett, op. cit., p.407.

便益」は、この所得グループに対して、当該自治体内に位置する所得グループとその他の自治体に位置している所得グループから「転嫁」された便益を合計した値を意味することになり、また、「総収入負担」は、この所得グループに対して、当該自治体内とその他の自治体に位置する所得グループから「転嫁」された「収入負担」を合計した値を意味することになる。更に、「最終的財政帰着」とは、この「総支出便益」から「総収入負担」を差引いた差額であり、「公共部門の財源における純利得の総計」を意味する。

しかし、上の事例での「総支出便益」には、当該所得グループから他に「転嫁」される便益の大きさが考慮されていないし、また「総収入負担」には、当該所得グループから他に「転嫁」される負担の大きさも考慮されていない。そこで、「公平」を判断するための要素としては、ベネット自身による次の説明の中で出てくる「純収入差額 (net revenue balance)」及び「純支出差額 (net expenditure balance)」がより適切であると思われる。

「{地域} 収入勘定表と {地域} 支出勘定表は、共に、横の行と縦の列とに添って合計することができる。そして、各個人、各所得グループ、または各自治体毎に、純収入差額と純支出差額を決定することができる。更に、収入負担が（中略）支出便益とどれだけ対応しているかを決定するために、{ある} 自治体の全ての所得グループについて、その純収入差額と純支出差額とを比較することができる。こうした比較によって、個人的再分配の程度と地理上の再分配の程度について判断できるかもしれない。」<sup>11)</sup>

ここで、まず「純収入差額」とは、どのようにして得られるのか。これは、他に「転嫁」する「収入負担」の合計と、他から「転嫁」される「収入負担」の合計との差額、とみなすことができよう。例えば自治体1の所得グループ1の「純収入差額」について考えてみると、まず、その所得グループから他のグループに「転嫁」する「収入負担」の合計は、「地域収入勘定表」の左端の縦の列の数値を合計することによって得られ、また、その所得グループに対して他のグループから「転嫁」される「収入負担」の合計は、勘定表の最上段の横の行の数値を合計することによって得られる。この二つの合計値の差額が、自治体1の所得グループ1の「純収入差額」に該当する、といえよう。

また、「純支出差額」の算出方法は、他に「転嫁」する「支出便益」の合計と、他から「転嫁」する「支出便益」の合計との差額によって得られるものと考えられる。例えば自治体1の所得グループ1に「帰着」する「純支出差額」は、他のグループから当該所得グループに「転嫁」する「支出便益」の合計値（「地域支出勘定表」の最上段の横の行の数値の合計）と、当該所得グループから他のグループに「転嫁」する「支出便益」の合計値（「地域支出勘定表」の左端の縦の列の数値の合計）との差額によって求めることができる。

先の「最終的財政帰着勘定表」に示されている「総収入負担」がここで挙げられている「純収入差額」と置換えられ、また「総支出便益」が「純支出差額」と置換えられることによって、「公平」の判断に相応しい基準が得られるであろう。

#### 4. 財政要素の関連付け

前節までは、「収入負担」及び「支出便益」がどこに「帰着」し、それを各所得グループ毎に、または各自治体毎にどのように総計値として示すことができるのか、という点をベネットの「地域勘定表」に添って検討したのである。

さて、所得グループと自治体毎に、これらの「収入負担」及び「支出便益」について、またⅡ. で検討された「収入能力」及び「財政需要」について、それぞれ計測することができたとしても、これらの財政要素を独立させたままでは、ベネットのいう「公平」を判断することはできない。それでは、ベネットのいう「公平」を判断するためには、これらの財政要素がどのように関連付けられる必要があるのか。また、その関連付けによって、どのような問題が生じてくるのであろうか。以下、これらの点について考えることにする。

〔負担面での「公平」の場合〕

ベネットのいう「公平」は、既述した通り、負担面と支出面とに区別することができた。そこで、まず、負担面における「公平」を判断するために必要となる財政要素の関連付けについて考えることにする。負担面における「公平」とは、等しい支払能力を有しているものには等しい「収入負担」が課せられることを意味していた。これは、「収入能力」と「収入負担」とを関連付けることによって「公平」を判断することを意味している。

尚、「収入能力」と「収入負担」との関連は「財政努力 (fiscal effort)」, 即ち「特定の自治体はその財政能力を用いている程度を測るための尺度」<sup>12)</sup> によって示すことができる。これは、通常は「収入能力」に対する「収入負担」の比率によって示される。この種の最も単純な比率は、例えば、個人所得といった一般的な課税ベースに対する税収の比率によって示すことができる<sup>13)</sup>。どの自治体であっても、その「財政努力」の大きさが同じであるならば、等しい「収入能力」に対して等しい「収入負担」が課せられることを意味し、従ってベネットのいう負担面における「公平」が達成されていることを意味する。

しかし、この「財政努力」という指標を用いて「公平」の判断基準とする場合には、次のような問題点を指摘することができる。

第一に、「財政努力」の大きさが自治体間で等しくても、各自治体の「収入

能力」の水準の相違によって、各自治体でなされているその実質的な「努力」の度合も異なってくると思われる。即ち、「財政努力」が同じ大きさであっても、例えば自治体の住民一人当りの所得水準がより低い場合の方が、その自治体に課されている「収入負担」の実質的な度合がより大きいものと思われる。こうした「収入能力」に占める「収入負担」の実質的な度合を、「租税の苦痛 (tax severity)」<sup>14)</sup>と呼ぶならば、「財政努力」の指標においては、この「租税の苦痛」が考慮に入れられていない。また、「財政努力」においては、自治体内の所得グループ間の「収入能力」の差異が考慮されていないので、やはり所得グループのレベルでの「租税の苦痛」も考慮に入れられていない。ベネットのいう負担面での「公平」を判断するためには、「財政努力」という指標だけではなく、自治体間または所得グループ間の「租税の苦痛」をも考慮に入れる必要がある。

第二に、各自治体の「財政努力」の大きさは、単に「収入能力」の大きさに依存するだけではなく、住民の選好の在り方によっても異なってくる。即ち、「収入能力」がたとえ同じ大きさであったとしても、一方の自治体の住民が高負担・高支出の財政運営を選好し、他方の自治体の住民が低負担・低支出の財政運営を選好している場合には、双方の自治体の「財政努力」を等しくすることは、自治体の「自治性」を無視することになる。

#### 〔支出面での「公平」の場合〕

以上は、負担面における「公平」を判断するために必要となる財政要素の関連付けについて考えたのである。次に、支出面における「公平」の場合での関連付けについて考える。既述した通り、支出面における「公平」とは、等しい「財政需要」を有しているものには等しいサービス水準が支出されることを意味していた。ここで「財政需要」においては、公共サービス水準の供給費用をも考慮されてはじめて、比較可能な「尺度」として、即ち「収入要求」として、「公平」の判断基準として用立てることができる。ベネットの考え方は、この「収入要求」としての「財政需要」を、サービス水準の供給によって享受される「支出便益」と関連付けようとするものである。

但し、ベネットは、この「財政需要」を「個人的財政需要」と「地理的財政

需要」とに区別し、また「支出便益」を「個人的便益」と「地理的便益」とに区別して考えていた。まず「個人的財政需要」に対応する要素が「個人的便益」であり、これらの「個人的」な要素にあっては、公共サービスに対する「財政需要」とそれから享受される「支出便益」とが、いずれも個々の住民や企業に直接に帰属する、という性質を有している。この場合には、住民や企業の段階において「公平」の達成が追及されることになり、その「公平」の内容は、等しい「個人的財政需要」に対しては等しい「個人的便益」を充足させることを意味する、と考えることができる。

また、「地理的財政需要」に対応する要素が「地理的便益」である。これらの「地理的」な要素にあっては、公共サービスに対する「財政需要」とそれから享受される「支出便益」とが、いずれも直接には個々の住民や企業に帰属するのではなく、「場所に帰属する」という性質を有している。この場合、「公平」の達成は、住民や企業の段階においてではなく、自治体の段階において追及されることになる。このときの「公平」の内容は、等しい「地理的財政需要」に対しては等しい「地理的便益」を充足させることを意味する、と考えることができよう。

さて、以上のような支出面における「公平」の達成に関しては、次のような問題点を指摘することができるであろう。

第一に、ある公共サービスに対する「財政需要」が等しくて、また実際にそのサービスが供給されたとしても、その便益は空間的に異なった「帰着」の仕方をする。そのため、支出面での「公平」は実現し難い、という問題を抱えている。公共サービスの便益の空間上の「帰着」の仕方については、かつて、ティプーが次のような分類を提示していた<sup>15)</sup>。

- ① 警察パトロールのように、一定地域内の全ての人々に等量の便益が「帰着」する場合。
- ② 警報サイレンや救急病院のように、給付拠点からの距離が増大するに従って便益が「遞減 (taper off)」する場合。
- ③ 消防や蚊の駆除のように、給付した自治体以外の地域にその便益がスピルオーバーする場合。

④ 隣接する二つの自治体が蚊の駆除を同時に実施した場合のように、スピルオーバーによる便益が相互に強化される場合。

このティブーの分類に従えば、実際に自治体で供給される公共サービスの多くは、②及び③の「逡減」及びスピルオーバーを発揮しているものと思われる。こうした便益の空間上の「帰着」の仕方は、いずれも「財政需要」に応じた「支出便益」の実現を困難なものにしている。更に、自治体間競争という行動様式が発揮される場合には、上位水準の政府または中央政府による介入がなければ、各自治体は他の地域からの便益のスピルオーバーをできるだけ享受しようという誘因が働くのであるが、このことが「公平」の達成を一層困難にしている。

第二に、公共サービスに対する「財政需要」とそれから享受される「支出便益」は、実際には、「個人的」なものと「地理的」なものとに明瞭に区別することは困難である。多くの公共サービスは、その「財政需要」と「支出便益」が、単に「個人に直接帰着する」だけでなく、それぞれのサービスが有している「外部性と非分割性」の程度に応じて、多少なりとも「地理的」な性質を持ちあわせている。例えば、基礎教育は、その直接の便益は生徒に「帰着」し、その意味で「個人的」な性質を持つが、また同時に、その便益は長期的には企業や自治体全体の便益にも波及するために、「地理的」な性質をもっているのである。

最後に、「財政需要」と「支出便益」が「地理的」な性質を有している場合の、「公平」の達成に関連した問題がある。この場合のベネット自身の「公平」の考え方を更に検討しておこう。

ここでベネットが問題にしている点は、「地域所得」に関しての自治体間の格差と、「総合的な財政の帰着が各地域にどれだけ影響しているのか、即ち、地域総所得に関して、財政フローが全体的に均等化しているのか、または不均等になっているのか<sup>16)</sup>」ということである。こうした問題提起は、自治体間での「地域所得」の均等化を示唆している。

さて、以上のようなベネットの考え方に対して、次のような問題点を指摘することができよう。まず、自治体間での「地域所得」の均等化という示唆は、ベネットの本来の「公平」の考え方とは整合していない、という問題がある。

ベネットは、「地理的便益」の大きさを「地域所得」に対する支出の影響、具体的には「地域所得乗数」効果によって把握しようとしていた。従って、彼の本来の支出面での「公平」、即ち、等しい「財政需要」に対して等しい「支出便益」を充てるということは、結局は「地域所得乗数」効果を等しく実現することを意味する筈である。しかし、ベネットはこうした展開をせずに、自治体間での「地域所得」の均等化を示唆するのである。

この自治体間の「地域所得」の均等化をもって、ここでの「公平」とみなされるのならば、この達成は、結局は全国レベルでの経済成長の誘因を阻害する効果を持つことになる。経済成長は、空間上決して一様に現われる訳ではなく、例えばミュルダール (G. Myrdal) のいう「循環的累積的因果関係」<sup>17)</sup> を通して、成長効果を発揮している地域とそうでない地域とに空間上は不均等に現われるのである。これは、「地域所得」の不均等を促すことになる。「地域所得」の均等化を期して、財政上の再分配を展開するならば、「循環的累積的因果関係」を抑制し、それは結局は経済成長を抑制する誘因として作用するものと考えられる。即ち、「地域所得」の均等化の達成は、経済成長の実現とはトレード・オフの関係にある、と考えられる。

#### 注

- 1) Bennett, op. cit., pp. 177~178, pp. 214~215.
- 2),3) *ibid.*, p. 177.
- 4) *ibid.*, p. 177~178.
- 5) *ibid.*, p. 61.
- 6) *ibid.*, p. 63.
- 7) *ibid.*, p. 58.
- 8) *ibid.*, p. 60.
- 9) *ibid.*, p. 61.
- 10) *ibid.*, pp. 406~408.
- 11) *ibid.*, p. 61.
- 12) *ibid.*, p. 207.
- 13) R. A. マスグレイブ (R. A. Musgrave), P. B. マスグレイブ (P. B. Musgrave), 木下和夫監修『財政学——理論・制度・政治——』有斐閣, 1984年, p. 671.
- 14) Bennett, op. cit., p. 210.
- 15) C. M. Tiebout, "An Economic Theory of Fiscal Decentralization", Public Fi-

nance: Needs, Sources, and Utilization, ed. by J. M. Buchanan, National Bureau of Economic Research, Princeton Univ. Press, 1961, pp. 80~81.

16) Bennett, op. cit., p. 428.

17) G. ミュルダール, 小原敬士訳『経済理論と低開発地域』東洋経済新報社, 1981年。

#### IV. 結びにかえて

ベネットの『財政の地理学』においては、財政の空間展開を「公平」の視点から評価・判断しようとする野心的な試みが展開されている。本稿の課題は、このベネットの『財政の地理学』を批判的に検討しながら、財政における空間上の「公平」に関する問題を考察することにあつた。最後に、本稿で展開された論を要約しておく。

(1) ベネットのいう「公平」を判断するための財政要素は、「財政需要」、「収入能力」、「収入負担」、そして「支出便益」であり、いずれも個々の住民や企業、または場所に特定化でき、更に他と比較可能な「相対概念」としての性質を有している必要がある。「財政需要」と「支出便益」には、「個人的」なものとは別に「地理的」な性質を有した場合を考慮することができる。(Ⅱ.)

(2) 自治体の財政的取扱いは、非完結的であり、他の地域や上位水準の政府または中央政府からの財政的影響を考慮する必要がある。このとき「収入負担」と「支出便益」の「帰着」を把握するには、「フロー・マトリックス」と「地域勘定表」の活用が不可欠である。(Ⅲ. 1. 2. 3.)

(3) ベネットのいう「公平」は、負担面と支出面とに区別できる。負担面での「公平」は、「収入能力」と「収入負担」とを関連付けることによって判断することができ、その際個別の住民や企業の段階での「租税の苦痛」をも考慮に入れる必要がある。支出面での「公平」は、「財政需要」と「支出便益」とを関連付けることによって判断することができる。支出面での「公平」に関しては、①便益のスピルオーバー及び「逓減」のために「公平」の達成が困難になること、②「支出便益」を「個人的」なものと「地理的」なものとに明瞭に区別するのは困難であること、③「地域所得」の均等化は経済成長の実現とトレード・オフの関係にあること、等の問題点を指摘した。(Ⅲ. 4.)